

I 資料収集の基本方針

大阪市立図書館は、中央図書館を中枢として、地域図書館、自動車文庫からなり、これら全てを図書館情報ネットワークで結ぶとともに、物流においては通送車を運行して、一体的に図書館サービスを展開している。

また、大都市の公共図書館として、経済・文化の活性化に貢献することを目的として、乳幼児から高齢者に至るすべての市民に対して、資料・情報を提供するとともに、子どもの心を育て、豊かな感性と想像力を育む子どもの読書環境の整備に努める。

また、地域の総合的な知識情報活用基盤施設として、各種の電子資料等を提供することにより、地域の課題解決を支援し、市民の創造性を高めることを目指す。

大阪市立図書館は、以上の目的を達成するために必要な資料収集の基本方針を次のように定める。

- 1 大阪市立図書館システムは、国内出版物を中心に、特別高度な学術書を除き、参考図書・専門書をはじめ、基本的資料を網羅的に収集する。利用が頻繁に見込まれるものは複数収集し、質・量ともに高い水準を維持する。
- 2 地域資料(市政資料及び郷土資料)は、大阪に関する資料を中心として収集し、保存のためにも複数収集に努める。
- 3 外国語資料の収集にも努める。
- 4 図書館で収集する資料の種類は、図書のほか、逐次刊行物、地図、パンフレット、視聴覚資料、電子資料など時代のニーズにあった多様な形態のものも取り扱うよう柔軟に対応する。

資料の収集にあたっては、次の各号による。

- 1 あらゆる思想、信条、学説、宗派に対して、自由かつ公平に行う。
- 2 人権を侵害するおそれのある資料は、特に慎重に採否を決定する。
- 3 著者、発行所(者)、内容、書誌的価値、形態などを十分検討する。
- 4 利用者の要求を的確に反映させる。中央図書館においては、全地域図書館、自動車文庫を通して寄せられる資料要求にも応え得る資料収集に努める。
- 5 寄贈資料等も購入資料と同じ基準で行う。なお、非売品や一般流通していないものを含む寄贈資料の受入についての留意事項は別紙に準ずる。
- 6 中央図書館、地域図書館、自動車文庫は、それぞれの目的、機能にしたがって、蔵書構成を体系的で均衡の取れたものにする。
- 7 地域図書館は、その地域性を生かすよう留意し、各分野にわたって必要な資料を幅広く収集する。

Ⅱ 収集資料の種類及び範囲

1 図書

(1) 一般図書

ア 一般市販ルートで販売される成人図書
特別高度な学術書を除き、でき得る限り収集する。

イ 自費出版、非売品等の図書
情報収集に努め、収集する。

ウ 官公庁出版物
各省庁、都道府県、主要都市のものを収集する。

(2) 地域資料

大阪に関する市政・郷土資料を中心として、網羅的に複数収集する。

(3) ティーンズ向き図書

中学生、高校生ならびに同世代の勤労青少年(以下ティーンズと呼ぶ)を対象に、教養、趣味、娯楽、実用にわたり関心の高い資料を収集する。

(4) 児童図書

乳幼児から小学生、中学生までを対象に、読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つよう、その発達段階に応じた各分野の児童図書を収集する。また、学習に必要な資料を収集する。

(5) 外国語図書

外国人が日本や日本人を理解するための資料及び母語で読むことのできる資料を収集する。

英語資料を中心に据え、韓国・朝鮮語、中国語資料に関しては、在住者、留学者等が多いことを配慮し収集する。

2 逐次刊行物

情報を迅速に伝達する逐次刊行物は、一般的なものから学術的・専門的なものまで、特別高度なものを除き積極的に収集する。郷土関係の雑誌は、特に積極的に収集する。

(1) 一般雑誌

季刊・月刊・週刊等にかかわらず、幼児から高齢者に至る各層、各分野のものを収集する。ただし、漫画によるものは除く。

(2) 郷土関係雑誌

大阪府域に関するものは、市販雑誌、タウン誌、ミニコミ誌、官公庁刊行雑誌などを網羅的に複数収集する。

(3) 外国語の雑誌

欧米諸国、韓国・朝鮮、中国、東南アジア諸国を中心に代表的な一般誌を収集する。

(4) 学術雑誌・紀要

学術雑誌は、各分野の代表的なものを収集する。

紀要は、大阪府域の大学・研究機関刊行のものを中心に収集する。ただし修士論文集・博士論文集は除く。

(5) 官公庁誌

ア 国の刊行物

各省庁の主要なものを収集する。

- イ 都道府県の刊行物
主要かつ概括的なものを収集する。
- ウ 市区町村の刊行物
指定都市及び京阪神の主要都市のものを収集する。

- (6) 団体・協会誌
包括的な団体・協会のものを収集する。
- (7) 同人誌
京阪神で発行されたものを中心に収集する。
- (8) PR誌・社内報
郷土に関するものを中心に収集する。

3 新聞

- (1) 全国紙及び地方紙、各分野・業界の主要紙を収集する。また、欧米諸国・アジア諸国を中心とする外国紙を収集する。外国紙は、でき得る限り多くのものを収集する。
- (2) 縮刷版
全国紙はすべて収集する。

4 地図

全国の地形図、各種地図帳、大阪関係地図を収集する。

5 文書

大阪市域の近世・近代の文書を中心に収集する。

6 視聴覚資料

DVD・CD等の資料を収集する。

7 大活字図書・点字図書・デージー等

障がいの状況に応じたサービスが行えるように資料を収集する。必要な形態の資料がない場合は、関連機関と連携・調整し、製作(点字化・デージー化等)することも考慮する。また、点字雑誌、録音雑誌等については積極的に収集する。

8 電子資料

行政情報や新聞など、各種のデータベースを提供する。また、電子書籍を収集する。

9 その他の資料

- (1) パンフレット・リーフレット
郷土に関するものを収集する。
- (2) 紙芝居

Ⅲ 各館の収集方針

選書基準

1 中央図書館

乳幼児から高齢者に至るすべての人々の調査研究並びに教養・娯楽に必要な資料や、実用的価値の高い情報を提供する。このために必要なあらゆる分野の入門書から専門的な資料まで広範囲に収集するとともに、市立図書館システムの中核として、地域図書館・自動車文庫を補完するため積極的に資料を収集する。

各コーナー 基本方針

(1) 人文科学コーナー

ア 総記・哲学・心理学・宗教・歴史・伝記・地理などに関する図書及び雑誌・新聞などを収集する。

イ 事典類・学術書類を積極的に収集する。その他の図書については、予約状況・類書の有無などを考慮し、厳選して収集する。

(2) 社会科学コーナー

ア 政治・法律・社会・民俗・軍事などに関する図書及び雑誌・新聞などを収集する。

イ 社会科学分野は時代と密接に関わっている分野であり、今日的テーマを扱った資料は積極的に収集する。また情報の少ない国や地域に留意する。

ウ 常に新鮮な資料が求められているため、法改正や新法の施行に注意を払い、法律関係資料、社会情勢一般などを含めた時事性の高い資料を重点的に収集する。

(3) 人権図書コーナー

ア 人間の尊厳の確立と人権の保障は、人類共通の願いであり、共同の責務である。そのような視座にたって人権関係資料を積極的に収集する。

イ 同和問題、アイヌ問題、在日韓国・朝鮮人問題、在日中国人問題などを中心とする図書及び雑誌・新聞などを収集する。

(4) 生活・教育コーナー

ア 生活・家政及び教育に関する図書及び雑誌・新聞などを収集する。
市民が図書館を身近に使えるように、基本的・入門的実用書を積極的に収集する。

イ 就職活動に関する図書は、大学生、専門学校生、高校生を対象としたものを収集する。

(5) 自然科学コーナー

ア 数学・理学・生物・医学など自然科学に関する図書及び雑誌・新聞などを収集する。

イ 自然科学の各分野を学んでいる市民や医療・健康情報を求める市民を支援する資料を収集する。

(6) 技術・産業コーナー

ア 工学・技術・産業に関する図書及び雑誌・新聞などを収集する。

イ 技術関連分野は常に進展しているので、新鮮な情報を提供するように留意する。また、近年注目されている分野については、積極的に収集する。

ウ 産業分野では、実務に役立つ資料が常に求められており、各種産業の経営、実態に関する資料を積極的に収集する。

(7) 芸術コーナー

- ア 美術・音楽・演劇・映画など芸術に関する図書及び雑誌・新聞などを収集する。
- イ 市民の幅広い要求に応え、心身の豊かな暮らしに役立つ資料を重点的に収集する。また、レファレンス機能の充実につながるような参考図書については、厳選しつつ充実を図る。
- ウ 多様な興味・関心に応じられるよう、鑑賞・研究・制作・実技に関するものなどを幅広く収集する。

(8) レクリエーションコーナー

- ア スポーツ・娯楽に関する図書及び雑誌・新聞などを収集する。
- イ 市民の幅広い要求に応え、心身の豊かな暮らしに役立つ資料を重点的に収集する。また、レファレンス機能の充実につながるような参考図書については、厳選しつつ充実を図る。
- ウ 多様な興味・関心に応じられるよう、鑑賞・研究・実技に関するものなどを幅広く収集する。

(9) 言語コーナー

- ア 世界各国の言語の理論・歴史・文法・会話・辞典など種々の分野の資料を収集する。各地方の方言や少数民族の言語・古代文字に関する図書は、精査して幅広く収集する。
- イ 外国人在住(留)者に向けて日本語で書かれた図書、日本語に関する資料で外国人にも比較的読みこなしやすいものなどを収集する。

(10) 外国資料コーナー

大阪市に在住(留)する外国人及び外国につながる市民を対象に、主な記述が日本語以外の言語による図書及び雑誌・新聞を収集する。

- ア 世界の共通語といえる英語と、日本と歴史的地理的に深いつながりをもつアジアの国々の資料を重点的に、英語、韓国・朝鮮語、中国語を中心に収集する。少数利用言語は、吟味して収集する。
- イ 参考図書、生活に役立つ実用書、ノンフィクション・現代のポピュラー小説及び児童図書などを収集する。児童図書は、各種受賞図書、「子どもの本棚」選定委員会選定図書の原書を含む。
- ウ 日本を紹介した資料や日本人著者による小説なども収集する。
論文や研究書等専門的な図書は外国資料コーナーでは収集せず、各分野該当コーナーで収集する。
- エ 地域図書館の多文化サービスをバックアップすることも考慮して資料を収集する。

(11) 文学コーナー

- ア 文学に関する図書及び雑誌・新聞などを収集する。
- イ 多様な興味・関心に応じられるよう、各時代・各地域の文学作品、研究書などを幅広く収集する。
- ウ 市民の幅広い要求に応え、心身の豊かな暮らしに役立つ資料を重点的に収集する。また、レファレンス機能の充実につながるような参考図書については、内容を吟味しつつ、充実を図る。

(12) 調査研究コーナー

市民が日常生活を送るうえで生じるさまざまな課題の解決や、調査研究に役立つ参考図書を中心に収集し、適宜更新する。
収集基準は以下の通りとする。

- ア 事典・辞典・便覧は、各主題の基本資料を中心に、調査研究に必要な資料を収集する。
- イ 統計・年鑑は、各主題の基本的な資料を収集する。国内各地域の統計資料については、近畿地方を中心に、国・都道府県及び指定都市の資料を収集する。
- ウ 各主題の基本的な書誌・目録類を収集する。
- エ 各主題の基本的な名簿類を、個人情報保護に留意して収集する。
- オ 新聞は、原紙のバックナンバーに加え、縮刷版も収集する。

(13) 大阪コーナー

ア 基本方針

大阪に関する資料・情報を幅広く積極的に収集し、市政・地域関係資料の充実をはかる。図書以外の形態のものについても収集する。大阪市の刊行した市政資料は網羅的に複数収集する。

イ 収集の対象地域

(ア) 収集地域

現在の大阪市の行政区域内を中心とし、この地域に関する資料は、積極的に収集する。

(イ) その他の収集地域

大阪市の位置づけを理解するために、同一経済圏、行政圏、文化圏に属する近隣地域(大阪府及び大阪府を含む近畿地方)の資料を関係資料として収集する。これらの資料は、大阪府については各市町村史(誌)、年鑑、統計書などを中心に収集するものとし、その他については、概括的資料にとどめる。また、内容が近隣地域のみに限られる場合は収集しない。

ウ 収集資料の範囲

(ア) 市政(地方行政)資料

大阪市の刊行物は網羅的に収集する。ただし、内容が地域に関係ない場合には、一般資料とする。大阪市以外の国の機関、大阪府、大阪府域の各市町村、その他の発行する行政資料は、内容が市政またはその地域に関係ある場合に限って収集する。

(イ) 郷土(地域関連)資料

ここでいう地域とは、現在の大阪市域及び近隣地域(大阪府及び大阪府を含む近畿地方)をいう。また、地域にゆかりのある人とは、現在の大阪市域及び大阪府域で生まれたか、そこを主な活動の場とした人をいう。

A 地域の自然的、人文的事象を主題とした著作及び歴史的文献資料

B 地域における各種団体の歴史及びその文献資料

C 地域にゆかりのある人の伝記及びその資料

D 地域及び地域にゆかりのある人を主題とした文芸作品、評論など

E 地域を舞台にした小説

F 一般資料で、内容の一部に大阪府域に関するまとまった記述がある場合、取材対象や研究事例として大阪府域を取り上げてある場合、及び地域研究に必要な資料の場合は収集する。

エ 収集資料の形態

印刷物及びこれに準ずるものとする。

(ア) 図書(古書も積極的に収集する)

(イ) 雑誌・新聞

(ウ) パンフレット、リーフレット、ちらし、ポスター

(エ) 地図、古地図、絵図、航空写真(それぞれ冊子体のもの、一枚物、巻物)

(オ) 近世・近代文書(公文書、私文書、書簡類)

- (カ) 写真、絵葉書
- (キ) 新聞・雑誌の切り抜き
- (ク) 複写資料・手書き資料
- (ケ) 視聴覚資料(DVD、CD,その他)
- (コ) その他必要なもの

オ 収集上の留意点

- (ア) ちらし、ポスターは、大阪市の刊行物のみ収集する。
- (イ) 古文書は、現在の大阪市域に限定して収集する。

(14) ビジネス書コーナー

- ア 「情報に気軽に、すばやくアクセスできる、ビジネスサブリ」をテーマに、部門の枠にとらわれない柔軟な選書を行い、さまざまなビジネスに携わる人に役立つ資料を幅広く収集する。
- イ ビジネス界の新しい動向について分かりやすく書かれた資料はできる限り収集する。
- ウ 社史・CSR報告書は、積極的に収集する。
- エ 大阪に本社及び支社がある企業の会社案内パンフレットを積極的に収集する。
- オ 就職活動をしている人を支援するために、資格の総合ガイド、個別の資格紹介、履歴書の書き方や資格関連の資料を収集する。
- カ 法令集は、各分野にわたり収集する。

(15) 障がい者サービスコーナー

- ア 障がい者が利用できる資料(アクセシブルな書籍等)を積極的に収集する。アクセシブルな書籍等の収集範囲は、大活字図書・拡大図書、LLブック・ふりがな付き資料、点字資料・点字付資料、さわる本、布の本、デージー等とする。
- イ 拡大文字化、点字化・音声化されたお知らせや日常必要な生活関連情報などは、できる限り収集する。

(16) ティーンズコーナー

ティーンズを主たる対象として刊行された教養、進路、音楽、スポーツなどに関する図書を中心に、全分野にわたってティーンズを対象とした資料を収集する。また、ティーンズ世代を児童から成人への成長過程ととらえ、児童図書や成人用図書についても収集を考慮する。

収集基準は以下の通りとする。

- ア 主題図書は、各主題にわたり、ティーンズの関心の高い分野の図書を積極的に収集する。ティーンズの関心を深め、新しい興味の分野を切り開き、知性と感性を豊かにする資料の収集に努める。
- イ 学生、生徒を主たる利用対象とした、近畿圏を中心とした校種別の学校案内を収集する。海外留学ガイドは目的別に吟味して収集する。
- ウ 小説・エッセイはティーンズを主たる対象とした資料や、著者がティーンズである資料を中心に収集する。
- エ 雑誌などは、ティーンズに関心の高いものを備える。

(17) まんがコーナー

漫画は定評のあるものや、特に優れた内容のものを厳選する。また、漫画に関する研究書を厳選して収集する。

(18) こどもの本コーナー

ア 乳幼児から小学生、中学生までを対象に、趣味、教養、娯楽、学習に必要な資料を提供する。すべての子どもが、適切な時期に、適切な本に出会い読書の楽しみを享受できるように幅広く収集する。

イ 各分野の評価の定まった資料は、網羅的に収集する。心身に障がいのある子どもが、利用することのできる資料も収集する。市販では手に入りにくい資料(さわる絵本、布の絵本、点訳絵本など)は、関連機関・団体などと連携調整して、製作の促進を図り収集する。

ウ 子どもの読書活動推進、学校図書館活性化事業などの、地域図書館のバックアップも視野に入れて、基本的な児童書やよく利用される調べ学習のテーマの本などは複数収集する。

エ 参考図書は、各分野にわたり、適切な資料を収集する。

オ 雑誌・新聞・紙芝居など必要なものを収集する。

カ 一般図書・絵本は、「子どもの本棚」委員会選定規準に準拠しながら、幅広く収集する。

ただし以下の資料については、収集しない。

(ア) バインダー式、厚紙などの形態の資料。ただし赤ちゃん絵本など、理由のある厚紙絵本で創作性が高いものは収集する。

(イ) ゲーム攻略本

(ウ) 映画、テレビ放映、CM等のキャラクターもの。

ただし児童書・絵本を原作とし、そこから派生した映像資料の関連図書は、限定して収集する。

(エ) 玩具的要素が強い資料

(オ) 教科書の副読本、学習用教材

キ 収集上の留意点

(ア) 古典・昔話の再話

できる限り原著及び原話の内容、表現などを適確に伝えるものを収集する。

(イ) 翻訳書

できる限り原著の内容、表現などを適確に伝えるものを収集する。

(ウ) 伝記

著者の人間探求への姿勢がうかがえ、資料にもとづく考証が尽くされているものを収集する。

(エ) 絵本

子どもの知的・情緒的経験を広げ、情操を養うものを収集する。

(オ) 漫画

図書形態のもので、子どもの知的な創造力をのばし、情操を豊かにするものを収集する。

(カ) 趣味・実用書

児童図書として出版されていない分野については、成人向け図書の中から子どもが読み取れるものを収集する。

(キ) 郷土資料

児童図書として出版されていない分野については、成人向け図書の中から子どもが読み取れるものを収集する。

(ク) 雑誌・新聞

子ども向けの一般教養雑誌、新聞は内容を吟味して収集する。

(19) 児童図書研究コーナー

児童図書や児童文化の研究及び児童を対象とした活動に役立つ、成人向けの図書及び雑誌・新聞などをできる限り収集する。
収集する資料は以下の通りとする。

ア 子どもの読書についての心理や行動を理解するための、読書指導、児童心理、児童文化に関する資料

イ レファレンスブック、子どもの読書活動を支援するための入門書やブックガイドなど

ウ 研究資料として価値のある、復刻版や仕掛けを施した児童図書

(20) 図書館学研究コーナー

ア 図書館学の研究に役立つ図書館学・情報科学・書誌学関係の資料を収集する。

イ 図書館関係団体の発行物なども、積極的に収集する。

(21) ポピュラー雑誌・新聞コーナー

ア ポピュラー雑誌として、趣味・日常生活に役立つ、総合情報誌、週刊誌を中心に、広く市民に求められる雑誌を収集する。

イ 新聞は、全国紙、代表的なスポーツ紙及び各県、各地方の代表的な新聞を収集する。

(22) 地図コーナー

調査研究コーナー及び大阪コーナーに所属する地図類は、地図コーナーで提供する。
収集基準は以下の通りとする。

ア 住宅地図は、大阪府域及び大阪府と県境を接している市町村、近畿2府4県の主要都市のものを収集する。

イ 地形図は、国土地理院発行の1万分の1、2.5万分の1、5万分の1、20万分の1の4種を収集する。

ウ 海図は、海上保安庁発行の海図のうち、日本近海の主要なものを収集する。

エ 外国都市地図(一枚もの)は、各国の主要な都市のものを収集する。

オ 都市圏活断層図は、国土地理院発行分を網羅的に収集する。

カ 都市地図(一枚もの)は、近畿2府4県のすべてと全国の県庁所在地のものを収集する。

キ 戸別名前入詳細図は、大阪市域のものを収集する。

ク 空中写真は、大阪市域のものを収集する。

ケ ブルーマップは、大阪府域のものを収集する。

コ 都市計画地図集は近畿地区のものを収集する。

サ 道路地図は全国のものを収集する。

(23) AV(音響・映像)コーナー

ア 幼児から高齢者、障がいのある方など、広く市民が利用できる音響・映像資料を、実用性、記録性などを考慮しつつ収集する。

イ 大阪に関する資料は、積極的に収集する。

ウ 音響資料の収集基準は以下の通りとする。

(ア) 大衆演芸、文学などの録音資料を収集する。

(イ) クラシック・ポピュラー音楽は、定評のあるものや、特に優れた内容のものを厳選する。

(ウ) 邦楽・民族音楽・童謡などは、代表的な作品を収集する。
幼児・児童向けの資料も実用性を考慮しつつ積極的に収集する。

エ 映像資料の収集基準は以下の通りとする。

(ア) 記録映像、教養・生活などの映像資料は、動画の映像でこそ伝わる情報が収録されている資料を、実用性などを考慮しつつ収集する。

(イ) 音楽、演劇、スポーツなどに関するものは、芸術性、記録性を考慮して、代表的な資料を収集する。

(ウ) 日本映画、外国映画、テレビドラマは、各種の受賞作品、歴史的な名作など、評価の高い作品を厳選して収集する。障がい者対応された資料や、多くの言語を通じて視聴できる資料も収集する。

2 地域図書館

(阿倍野図書館、東淀川図書館、西淀川図書館、旭図書館、平野図書館)

主に設置区をそのサービスエリアとしながら、地域図書館の拠点館として、乳幼児から高齢者に至るすべての人々の教養、娯楽、調査研究に必要な資料や、実用的価値の高い情報を提供する。

このため、一般成人と学生には、趣味、教養、娯楽、実用及び調査研究などに必要な資料を広範囲に収集する。また、乳幼児、児童・生徒には、趣味、教養、娯楽、学習に必要な資料を収集する。

(上記の館以外)

大阪市立図書館システムにおけるサービス拠点として、主に設置区をサービスエリアとしながら、地域の総合的な資料・情報センターとして読書及び情報に対する幅広いニーズを受けとめ、その教養、文化の向上に資することを目的とする。

このため、一般成人と学生には、趣味、教養、娯楽、実用及び調査研究などに必要な資料を収集する。また、乳幼児、児童・生徒には、趣味、教養、娯楽、学習に必要な資料を収集する。

収集基準は以下の通りとする。

- (1) 一般図書は、親しみやすく、平易に書かれた図書及び専門的図書を各分野にわたり収集する。
- (2) 実用書、教養書など家庭生活、社会生活上利用の多い分野のものを積極的に収集するとともに、特に内容の新しい資料に留意して収集する。地域性及び利用度を考慮しながら、地域事情に即した資料や、内容の新しい資料に留意して収集する。
- (3) 調査研究に必要な資料は、基礎的なものを中心に、各主題にわたって体系的に収集するよう留意する。
- (4) 「あなたにこの本を!」選定委員会選定図書は、できる限り収集する。
- (5) ティーンズ向け図書は、中央図書館ティーンズコーナーの留意点に準ずる。
- (6) 市政・郷土資料は、大阪市(市政刊行物も含む)、大阪府及び府域の各市町村に関する資料を収集する。

ア 特に設置区及び近隣地域(区)に関する資料は、地図、パンフレットなども含め、できる限り収集する。

イ その他の大阪府域に関する資料は、各区史をはじめ、概括的な資料を中心に収集する。

ウ 府域の各市町村に関する資料は、市町村史(誌)などを中心に収集し、その他は内容が大阪府域に言及したものに限り収集する。

(7) 基本的な参考図書は、各分野にわたり収集する。

(8) 児童図書は、「子どもの本棚」委員会選定規準に準拠しながら、個々の図書ごとに十分検討して、幅広く収集する。
児童向けの参考図書、郷土資料、雑誌、その他紙芝居なども収集する。

(9) 視聴覚資料は、DVD、CDなどを収集する。

(10) 雑誌、新聞などを収集する。

(11) 大活字本は、できる限り収集する。

3 自動車文庫

(1) 機動力を活かし図書館を利用するのに不便な住民などの生活圏に入り込み、多様な資料要求に答えていく。このために乳幼児から高齢者に至るすべての人々を対象に、趣味、教養、娯楽、実用及び児童の学習に必要な資料を収集する。

(2) 内容の新しい資料の収集に留意する。また、利用の多く見込まれるものは複数収集する。

(3) 収集上の留意点

ア 一般図書

(ア) 実用書、教養書など

家庭生活、社会生活上利用の多い分野のものを中心に収集する。また、地域事情に即した資料や、内容の新しい資料の収集に留意する。

(イ) 文芸書(翻訳書も含む)

個々の単行本を中心に収集する。基礎的な文学全集や個人の作品集は、必要に応じて個々の巻を収集する。文庫本は書き下ろしのものは、積極的に収集する。

(ウ) 時事情報

新書など平易に書かれたものを中心に時事に関する資料の収集に留意する。

イ 市政・郷土資料

大阪府、大阪府に関する資料で平易に書かれたものを収集する。

ウ 参考図書

通読できるもので、相当の利用が見込めるものに限る。

エ 大活字本

積極的に収集する。

オ 児童図書

「子どもの本棚」委員会選定規準に準拠しながら、個々の図書ごとに十分検討して、幅広く収集する。特に絵本は赤ちゃん絵本をはじめ、本の世界への第一歩となるような本を積極的に収集する。

共通基準

- 1 新装版・文庫版・愛蔵版・改題本
旧版と内容にまったく変更がなければ収集しない。
ただし加筆修正がある、解説やあとがきが変わっているなどの場合は、資料の有用性を検討して限定的に収集する。
- 2 改訂版・改題新版
前版発行から年月がたっていない、旧版とページ数や目次が同じなど、内容に変更がなければ収集しない。
- 3 古典的著作
すでに所蔵している図書と、原題や翻訳者が同一であり、改訳されていなければ収集しない。
- 4 活用期間が短い図書
年度限定の占い本や株の予想本など、活用期間が短い、特定時期しか活用できない資料は収集しない。
- 5 付録
以下の付録を有する図書は収集しない。
 - (1) 動画を含む付録、出版社が貸出禁止としている付録がある図書
ただし類書がない分野で、付属資料が貸出できなくても有用な資料は限定して収集する。
 - (2) 購入者特典でデータがダウンロードできるもの
 - (3) シール、フィギュアなど管理が難しい付属資料があり、それがないと本体の価値が著しく下がるもの
- 6 類書
類書が多数発行される分野については、資料的価値や耐久性などに留意して収集する。
- 7 形態
以下の形態の資料は収集しない。ただし、類書がない場合はこの限りではない。
 - (1) 安価なムック本で紙質が悪いもの
 - (2) DVD・CD・CD-ROMなど、図書以外のものが主体となっているもの
 - (3) 携帯版の資料
 - (4) バインダー式、リング綴じなど散逸・破損しやすいもの
 - (5) 記入式の実用書や、練習問題を中心としたテキスト
 - (6) 問題集、ドリル形式、出題形式、パズル・クイズ形式で書き込みが懸念される資料
ただし読み物に近いものは吟味して収集する。
 - (7) 重要語が赤字になっていて赤い下敷きが付いているなど、暗記を目的としているもの

- (8) 書き込み式、切り取り式、組み立てることが前提で破損し易い資料
- (9) 机上版、上装版、革装版、大活字版、縮刷版で通常版があるもの

8 内容

以下の内容の図書は原則として収集しない。

- (1) 違法行為を助長する恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反する内容であるもの
- (3) 地域性が高く、対象となる地域以外では資料的価値が少なく利用が見込めないもの
- (4) 学習教材、各種試験問題集、テキスト類、試験対策本
- (5) 特定商品・特定施設などの紹介や宣伝など商品の販売・勧誘を目的としているもの
- (6) 商品カタログ
- (7) 大学のテキストに準ずるような資料で他に類書があるもの
- (8) 高度に専門的な内容で、ほかに類書があるもの
- (9) 学習参考書

昭和41年(1966)4月制定
昭和57年(1982)1月改定
昭和62年(1987)5月改定
平成4年(1992)5月改定
平成8年(1996)7月改定
平成25年(2013)4月改定
令和2年(2020)10月改定
令和7年(2025)4月改訂